

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

# 導水路はいらない！愛知の会

2012年2月9日  
名古屋市長瑞穂区内浜町1-15加藤申久方  
TEL/FAX 052-811-8053  
URL <http://www.sousuhiro-sichi.org/>

会報13号

—県知事らは、早く「要らないものは要らない」ことをはっきりさせて下さい！—

## 12/19（月）住民訴訟・第13回口頭弁論が開かれる

口頭弁論当日は典型的な冬型気圧配置。寒風を押して約20人が参加の事前集会では、「市民学習会」武藤さんより<12・10よみがえれ長良川・伊勢湾！シンポ>、「会」小林共同代表より<12・12記者会見—「導水路」見直しを共同公約の大村知事、河村市長の証人喚問>などの取組み成果が報告されました。



法廷では、原告・小笠原輝美さんが「東日本大震災」を機に“事実を照らして考える”体験から、① ヤマトシジミの環境保全が「流水の正常な機能維持」か、② 異常渇水は取水調整やピークカットが有効、③ 税金の無駄遣いは、国民の政治不信を生む、などと力強く意見陳述（P2～3収録）しました。

### 原告側は主張を証拠づけるべく、大村知事・河村市長らの証人尋問を申請

報告集会では、在間弁護団長より法廷提出の「書面」（別冊参照）の概要解説がありました。原告側「証拠申出書」（第2次）は、導水路事業の根拠なしを証人尋問すべく、①「事業」見直しを共同公約の大村知事と河村市長に<新規利水は不要>、② 浅野和広・木曾川下流河川事務所長に<流水の正常な機能維持・ヤマトシジミの生息に不要>などです。



被告側は、①「意見書」<大村知事らの証人尋問は不要>、②「準備書面11」<再々「求釈明」へ「繰り返し」回答>などです。※また1月31日、「意見書」（2）<山内、富樫両氏の証人尋問は不要>、②「証人尋問申出書」<＊中村直文・愛知県土地水資源課主幹に新規利水の必要、＊前出・浅野和広氏に「河川整備計画」の合理性>を提出しました。

|        |  |
|--------|--|
| P1～3   | 12/19「導水路」裁判・第13回口頭弁論（&原告・小笠原さんの意見陳述書）について |
| P4～5   | 投稿 ＊道険しくとも粘り強く！「導水路」中止めざす私たちの闘い・近藤ゆり子氏     |
| P6～7   | <新聞記事>情報（「ハッ場」再開決定、「河口堰」問題、知事・市長ら「証人喚問」など） |
| P8     | 投稿 ＊<12.10シンポジウム>成功を「河口堰」開門の“知と力”に・武藤 仁 氏  |
| P9～11  | 特別寄稿 ＊「河口堰」検証 専門委員会報告書からPT報告書へ・・在間 正史 弁護士  |
| P12～15 | 〃 ＊5年以上の開門調査を早急に実施すべきである・・今本 博健 京大名誉教授     |
| P16    | 「イベント参加・裁判傍聴など 会員・支援者の皆さまへお願い              |

### 一次回（第14回）口頭弁論のお知らせ

＊日時・場所 2月23日（木）11時～名古屋地裁・1号法廷（開廷30分前～裁判所前で「事前集会」）  
＊内 容 原告・意見陳述、人証申請の許否など→閉廷後、弁護団による「報告集会」

平成21年（行ウ）第49号公金支出差止請求事件

原告 小林収外91名

被告 愛知県知事外1名

### 意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成23年12月19日

原告 小笠原 輝美

今回、原告としての意見陳述の機会を与えていただいた、愛知県豊田市の小笠原輝美と申します。縁あって本件訴訟の原告として関わることになりました。木曾川水系連絡導水路事業について、私の意見を申し上げます。

導水路事業の目的は、「流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）」と「利水（水道水・工業用水の供給）」にあるとされています。

異常渇水と聞いて、私が思い出すのは平成6年の大渇水の時のことです。私は当時大学生でしたが、県内半田方面に住む同級生が「自宅が断水になってしまった」と困ったように言っていたのを記憶しています。通学途中にある愛知池の水が減っていく様子を毎日目にし、また「ダムの水位が下がった」という情報や「さらなる節水に努めてほしい」との呼び掛けに、危機感を募らせていたことを思い出します。

そのような体験がありますので、行政から「万が一の時のために、水を確保できるようにしよう」「異常渇水で木曾川の水が極端に少なくなって、そこに住む生物が生きられなくなるから、水を引いてきて流そう」と言われれば、市民としては何となくそのように納得してしまいます。しかし、物事を感覚的にとらえて何となく納得してしまうことを、私たち市民はあまりにも安易にしてきたように思います。私がそのように考えるようになったきっかけの一つが、今年3月に発生した東日本大震災です

この大震災で福島第一原子力発電所の事故が発生し、国民全体に原子力発電の危険性が広く認識されました。そして現在、浜岡原子力発電所は稼働が停止しています。しかし、その事故が発生する前は、「今の日本の電力需要をまかなうには原子力発電は必要不可欠である」という説明を、国民すべてではないにしろ多くの人が信じてきました。毎日の生活を維持するには、一時たりとも一基たりとも、原子力発電所の稼働を停止することはできない、そのような強迫観念さえあったのではないのでしょうか。

しかし、国民は、原子力発電所が意外にも脆弱であることを知りました。そして浜岡原発の稼働が停まっても、何とかやりくりして、この夏の猛暑を乗り切ってきたことは

周知の事実であります。

今回の大震災を機に、原発の安全性や電力需要の想定など、様々な課題を検証し直す必要が出てきました。これからは、感覚的に物事をとらえるのではなく、あくまでも事実に照らし合わせて考える姿勢でなければならない、そうでなければ過ちを繰り返してしまうだけだという強い思いが私にはあります。

そして今回問題となっている導水路事業についても、ひとつひとつの事実に照らし合わせて、その上で事業を進める必要があるのか、検討しなくてはなりません。

この「導水路事業」では、木曾川大堰下流のヤマトシジミの生息環境が保全できるような流量を木曾川の正常流量として定めていると聞きます。私は、ヤマトシジミという生物については全く知識がありませんでした。なぜヤマトシジミなのかという疑問がまずわきますが、少なくとも、異常渇水時には生息できないシジミが、導水することで生息できるという明らかな事実がなければ、導水路事業を行う目的を大きく欠いてしまうこととなります。しかし、事実が示す方向は、導水路により木曾川に水を流しても、ヤマトシジミの生息環境を保全することにはつながらない、ということです。「流水の正常な機能の維持」の目的を十分に果たす他の事実があるのであれば、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

そして「利水」についても、原告の主張で繰り返し述べられている通り、近年の水需要は、想定を下回るものであり「水不足」を示す事実はありません。仮に異常渇水があったとしても、導水路を建設する前に、取水権利の調整を行うことのほうが有益なのではないでしょうか。浜岡原発が稼働停止しても、節電や電力の使用時間をずらすことで乗り切ってきた市民は、同じように利水についても、需要が増えすぎないように努力することを惜しまないと思われます。ソフト面での対応でもなお追いつかないほどの水不足が予測され、その解決のためには導水路建設が最も適切であるという事実があるのであれば、事業推進側にはぜひ示していただきたいです。

もうひとつ、申し上げたいことがあります。必要でもない事業に公金を支出することは、税金の無駄遣いというだけではありません。「国民から税金を集めて公共サービスを行なう」という制度そのものに対し、国民が信用しなくなっていくという事態に至るのではないかと、私はそのように危惧しています。社会のために必要だと思うから税金を納めるのであって、その納められた税金が不必要な事業に使われるようであれば、だれでもそのシステムから抜けたと思うはずです。私は現在30代で、社会においてこれから働き盛りの世代に入ると思うのですが、今のような状況では、まったく社会を支える気になれません。事実を知れば、私と同様に考える若い世代の人々は当然のことながら増えるでしょう。どうかそのような事態につながらないよう、裁判官におかれては、事実に即した的確なご判断をしていただきたくお願いをいたします。



### 3. 「導水路」をめぐる愛知県の現行

昨年初めの愛知県知事選・名古屋市長選の共同公約では、「木曾川水系連絡導水路事業は見直す」とされた。

共同公約にこうした文言が入ったのは、導水路住民訴訟を含む運動の成果だと言える。しかし、現時点では、行政としての愛知県の立場は神田県政の延長であり、裁判でも「導水路は要る」と言い続けている。



県財政はまさに火の車で、来年度予算は1800億円の財源不足の見込み。そのため、県当局は2月7日、人件費の削減や県債の発行増などで解消することを固め、議会側に伝えた。

どう考えても要らない「導水路」にダラダラとお金を遣い続けている場合ではない。大村知事には、一刻も早く導水路事業から手を引く決断をして貰わねばならない。

## 愛知県 1800億円財源不足

### 新年度予算 震災・円高追い打ち

愛知県は、新年度一般会計予算の財源不足額を1800億円と算出した。2008年秋のリーマン・ショック以来続く税収減に加え、東日本大震災や円高が追い打ちをかけ、歳出カットなど厳しい予算編成を迫られる。

8日午後にも県議会に提示する。1800億円は、11年度一般会計当初予算2兆1075億円の8・5%の規模になる。

県税収入は、11年度当初の8828億円から8700億円台に落ち込む見通しだが、昨秋以降、震災の復興需要などで県内製造業などの生産も徐々に回復しつつあり、大幅な税収減は避けられそうだが、08年度決算で1兆3339億円あった県税収入は、依然として4千億円前後落ち込んだ状態には変わりはない。法人県民税・事業税のいわゆる法人2税も、07年度は6303億円と県税収入の約4割を占めたが、11年度当初の見込み額は1964億円と、約2割にとどまっている。

予算編成過程での財源不足額は、リーマン・ショック後の09年度当初予算編成にあたって4900億円に上ったこともある。

ただ、自治体の野金の一つである財政調整基金は10年度末の582億円から、11年度末見込みで55億円に激減。国が交付税で手当てする「臨時財政対策債」も前年より発行額は減ることが予想される。県は今後、行政改革など歳出減にさらに力を入れる方針だ。（相原秀

<参考> 2012年度・国「木曾川水系連絡導水路」予算は2億9千万円（昨年度比△6千万円）。うち、大部分（2億200万円）は、水資源機構「導水路建設所」の事務所と職員の維持費用。愛知県は全体の約3割を負担することになる。

### 4. 闘いの輪をより大きく深く広げよう

動き出したら止まらない公共事業『慣性の法則』」はまだまだ根が深い。マニフェストに掲げさせる世論づくりは重要だ。



しかし、この2年余りの「ダム事業再検証」とハッ場ダム建設再開への動きは、「マニフェストを掲げた政党・政治家が当選したから実行してくれるはず」と安心して”お任せ”をするわけにはいかないことを明らかにした。



導水路事業への支出の差し止めを求める私達の裁判はますます大きな意味を持ってきている。裁判は、次々回にも証人尋問が始まろうとしている。

証人尋問は公開の場での論争だ。一人でも多くの人々に傍聴に足を運んでもらい、「導水路はいらない!」という世論をしっかりと打ち立て、根付かせて行こう。

# 「コンクリートから人へ」放棄

## ハツ場 再開決定

民主党マニフェストの「最後の誓い」だったハツ場ダムの建設中止が反故になった。前田武志国土交通相が22日、建設再開を表明し、党の政策責任者として最後まで中止を主張した前原誠司政調会長は孤立。「コンクリートから人へ」の理念は消え去った。▼1面参照



官房長官と会談後、記者の質問に答える前原政調会長＝22日、首相官邸、仙波理撮影

## 前原氏と官邸 平行線

22日昼の首相官邸。前原氏は藤村修官房長官との会談後、興奮した様子で記者団に語った。「国交省が本體工事に予

算をつけるなら、我々は国交省の予算そのものを認めない。予算は、党政調の事前承認（が必要）だ。前原氏はこの時点で「本體工事を止められる」と確信していた。藤村氏が会談で示した「官房長官裁定」は、前日に前原氏が挙げた問題意識に沿って作成され

ていたからだ。国交省が工事再開へと傾く中、前原氏は「先送り」が可能になるよう着工に前向きと受け取られる表現をすべて削除

| 項目        | 公約内容                    | 現状                                    |
|-----------|-------------------------|---------------------------------------|
| 国の総予算組み替え | 全面組み替えて、税金のムダ遣いと天引きを根絶  | 具体化せず                                 |
| ハツ場ダム     | 建設を中止                   | 国交省が建設再開を表明                           |
| 子ども手当     | 中学卒業までの子ども1人あたり月2万6千円支給 | 月1万3千円まで支給を始めるが、10月からは新組に更なる月給引き上げが計画 |
| 年金制度改革    | 制度を一元化し、最低保障年金を実現       | 具体化せず                                 |
| 議員定数削減    | 衆院の比例定数を80削減            | 具体化せず                                 |
| 高速道路無料化   | 首都圏や渋滞路を除く              | 1年間の無料化実験を経て中止                        |

- ハツ場ダム問題の経緯
- 【2009年】
    - 8月30日 建設中止を公約に掲げた民主党が衆院選勝利
    - 9月17日 前原誠司国交相が中止を表明
    - 23日 前原国交相が予定地視察。住民は対話拒否
  - 【2010年】
    - 1月24日 前原国交相が住民との意見交換で「必要性を再検証する」と表明
    - 10月1日 国交省関東地方整備局と1都5県が検証作業の初会合
    - 11月6日 馬淵澄夫国交相が中止の前提を撤回
  - 【2011年】
    - 11月30日 関東地方整備局が「建設継続が妥当」と国交省に報告
    - 12月8日 前原政調会長が「疑問解消まで本體工事を認めない」と発言

- 官房長官裁定（全文）
- 現在作業中の利根川水害に関する河川整備計画を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗馬）における河川整備計画相当目標量を検証する。
  - ダム検証によって建設中止の判断がある生活者を踏まえ、ダム建設予定地が対応する生活者を踏まえ、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。
- 八ツ場ダム本體工事については、上記の2点を踏まえ、判断する。

は、ダム建設は白紙のはず。本體工事の予算計上は認められませんが、お伝えします」と、藤村氏に念押ししたメールまで送った。ところが、他の政権幹部は官房長官裁定の解釈がまったく違っていた。

藤村氏は「ハツ場ダムは（個別の予算配分を示す）簡所付の話であり、国交省の判断において予算計上される」との姿勢を崩さなかった。前田国交相は閣議を終えた午後5時前、記者会見で「事業継続」を明らかにし、「予算案の発表には「予算は閣議できちんと国会に提出する。執行するのは政府の役割だ」といふもなかった。群馬県長野原町で地元首長に説明した

直後の会見でも、整備計画が着工の前提条件となることを否定。国交省は整備計画策定と本體工事の準備を並行して進める構えだ。東北東幹線長官執行部も沈黙を貫き、仲介に入る動きもなかった。

周囲に「最後までガチンコだ」と徹底抗戦の構えを見せていた前原氏も、前田氏が予算計上の方針を地元で伝えたことが報道されるに徴修正。22日夕の記者会見では「最終的には政府・民主三役会議で決定する」と繰り返して決意を固めた。野田佳彦首相も加わる会議の決定には従う意向を示した。

## ムダの検証官僚任せ

「ハツ場ダムが大変だ」野田首相は今日16日、党税調の幹部と会った際、こう漏らした。「不転の決意」で進める消費増税を受け、ダムの建設継続が受け入れられるかどうか不安があったのだ。

が、いま力を入れているのは、環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加や消費増税というマニフェストにない項目だ。個別政策だけではない。マニフェストで掲げた「官僚丸投げの政治から、政権が責任を持つ政治家主導の政治へ」もすっかり色あせている。

（熊本県の川辺川ダム、八ツ場ダムは中止。時代に合わない国の大型直轄事業は全面的に見直す。公共事業の節約額1・3兆円）民主党が2009年マニフェストで公共事業見直し

避けられそうにない。中止の意見が強かった党国交部門会議の議員からも「自らが大いとして決めたこと」にこだわり過ぎた。結局、混乱を招いただけ「と冷やかかな声もあがった。前原氏に近い若手議員は「このまま突っ込みはリスクがあると1週間前から言ってきた。もうどうしようもない」。22日にあった日本記者クラブでの記者会見。「発言したことが実現していない」との指摘に、前原氏は「ハツ場ダム以外はできて」と反論し、続けた。「なぜここまで頑張るのだ」という意見もあるかもしれないが、せつなく政権交代したのに哲学を変え切れない。期待を持って民主党は国民に支持された」

# 長良川河口堰報告書

## 知多半島水源問題再び

愛知県 有識者会議 木曾川「復活」を提言

愛知県が検討を進める長良川河口堰（三重県桑名市）の開門調査に絡み、河口堰から水道水を引いている知多半島で、水源をめぐる議論が再浮上している。「おいしい」との声もある木曾川水系への切り替えを求める声がある一方、かつて経験した渇水への不安も根強い。

### 「おいしいが…渇水心配」

知多半島四市五町で混入しやすいとされるは、かつて木曾川中流の馬飼頭首工（愛知県稲沢市）から木曾川用水を通して水源としている工業用水や農業用水が、一九九八年から水道水を長良川河口堰から確保。河口堰は、木曾川より取水口が下流で、生活排水が

の断水が半月間続いた。河口堰からの取水に切り替わってから大きな断水は起きていない。

愛知県の有識者会議が二十五日に県に提出した報告書は、木曾川上流の岩屋ダム（岐阜県下呂市）の工業用水の余りを使い、木曾川用水を通るかつての経路を使えば、水道水源



●知多半島の水道水源

を河口堰から切り替え「まこと不安がる。半」とは可能だと提言。田市の横原純夫市長は「絶対的かつ安定的な省などは安定供給への飲み水の確保が必要だ」と訴える。

常清市新開町で理容店を営む石川定二さん（68）は、くみ置いた水は屑以外の安定した水源で客の頭を洗った濁水は屑内にプロジェクトの当時は振り返り、「水不足は困る。これまで苦労も無になつてし

2012/1/26・中日新聞・朝刊

# 河口堰論争

大げさに言えば、歴史をひっくり返すような議論が名古屋で行われている。旧建設省（国土交通省）が16年前、批判を押し切り完成させた長良川河口堰が、そもそも建設する必要がなかったのでは、というのだ。

河口堰開門を公約した当選した大村秀章愛知県知事が設けた学者らの委員会が、報告書をまとめた。それが突っ込んだ内容なのだ。

砂利採取や地盤沈下などで川の断面積は十分広がっており、河口堰を造って、しゅんせつするまでもなかった。

国土省は戦後の降水量グラフから「近年の少雨化傾向」を指摘し、利水施設の必要を説くが、過去130

11/16・朝日新聞・朝刊

## 知事、市長の尋問を

木曾川導水路訴訟 市民団体が申請  
木曾川水系連絡導水路事業を巡り、愛知県が負担する31.8億円の支出は違法だとして市民団体が導水路は「愛知の金」が出す差止めを求めた訴訟で原告側は12日、大村秀章知事と河村たかし・名古屋市長の尋問を名古屋地裁に

知事と市長は今年2月の選挙で、ともに導水路事業の見直しを公約に掲げた。市民団体によると、公共事業に伴う公金支出を巡る訴訟で首長の尋問を申請するのは珍しい。

訴訟は市民団体のメ

## 長良川河口堰の課題指摘 法政大教授



「長良川の水質は普段なら問題ないが、異常渇水のと看はどうなるか不透明だ」と安全面で不安も訴え、河口堰に頼らない利水の必要性を説いた。

（吉岡雅幸）

県が開門調査の検討「まこと不安がる。半」とは可能だと提言。田市の横原純夫市長は「絶対的かつ安定的な省などは安定供給への飲み水の確保が必要だ」と訴える。

常清市新開町で理容店を営む石川定二さん（68）は、くみ置いた水は屑以外の安定した水源で客の頭を洗った濁水は屑内にプロジェクトの当時は振り返り、「水不足は困る。これまで苦労も無になつてし

長は「知事と県の実務担当者との間にギャップがあるのではないかと述べて、地裁は今後、尋問するかどうかを判断する。

導水路事業は徳山ダム（岐阜県揖斐郡川町）の水を揖斐川から木曾川に流す。総事業費は890億円。国、愛知県、岐阜県、三重県と名古屋市長が負担。15年度完成を目指していたが、09年10月に当時の前原誠司国土交通相が見直しを表明し、今も未着工となっている。

【岡大介】

12/13・毎日新聞・朝刊

2012/2/4・中日新聞（知多版）・朝刊

「長良川市民学習会」事務局長 武藤 仁

長良川河口堰建設開始から 23 年。堰の閉鎖から 16 年。工業用水の水源確保を最大の目的に建設された施設ですが未だ一滴の水も工業用水に使われていません。使われているのは僅か 16%。水道水として使われていますが、知多の住民からは「まずい！元の水源に戻してほしい」と声が上がっています。

河口堰をめぐる環境悪化は甚大です。誰の目にも明らかな環境悪化の中で、堰開門を求める世論は高まっています。

国土交通省と水資源機構は、環境改善策として 2011 年 4 月から「更なる弾力的運用」を開始しました。しかし、これは「塩水を上流に絶対入れない」限定的なもので、汽水域の回復を求める世論の「開門」と全く違うものでした。

◇ ◇

開門をめざす動きは、昨年 2 月「開門調査」を共同マニフェストに掲げた大村愛知県知事と河村名古屋市長の当選で大きくなりました。公約にそって大村知事は 6 月長良川河口堰検証プロジェクトチーム (PT) を設置しました。

PT はその下に専門委員会を設置。これらの論議は一貫して公開で傍聴者の発言も許され、これまでにない画期的なものでした。委員会は開門賛否の激しい論議を経て 11 月「5 年以上の開門調査」を提言の報告書を発表しました。

私たちはこの報告書を歓迎します。しかし、河口堰の有効性を主張し甚大な環境悪化を認めようとしない国や一部の学者は猛反発、開門の動きを止めようと必死です。

◇ ◇

こうした中、私たち長良川や COP10 に関わって活動する市民団体の呼びかけで、河口堰開門と生物多様性をテーマにしたシンポジウムを 12 月に開催しました。

日本自然保護協会など 5 団体の後援、74 団体の協賛を得、大村知事や河村市長も臨席。シンポジウムでは「よみがえれ長良川！よみがえれ伊勢湾！」のアピールを採択し、開門調査実現をめざす決意を参加者一同で確認しあいました。

年をまたぎ PT は、「堰上流に塩を入れない」ことを前提にした堰運用を検討している国の検討会議と、「上流に塩を入れることを含めて」運用を検討した県の検討会議との「合同会議」の開催、並びに「河口堰に依存しない水源の切り替え」や「農業利水の実態調査」など愛知県が独自にできることの実施などを提言する報告書を県知事にあて 1 月に提出し任を終えました。

◇ ◇ ◇

報告を受け知事は、同月国交省に「合同会議」の設置を要請しました。国がこの提案を受けるかどうかは微妙な情勢です。しかし状況を見守るだけでは、「検証」が店晒しのまま霞んで消えていくことは必至です。

地域からの動きが大切になっています。去る 2 月 4 日半田市で「飲み水を元の木曾川に戻そう！」のタイトルの住民学習会が開催されました。会場満員の参加でした。

河口堰開門の期待は高まっています。残念ながら政治情勢は道理も筋も失い、限りなく流動化しています。だからこそ今、情勢を切り開く確実な原動力として地についた市民運動が求められていると思います。



12 / 11 ・ 中日新聞 ・ 朝刊

## ～愛知県「長良川河口堰検証」～

# 専門委員会報告書からプロジェクトチーム報告書へ

弁護士 在間 正史

## 1. はじめに

会報12号でお伝えしましたように愛知県に長良川河口堰検証プロジェクトチーム（PT、小島敏郎座長始め委員5名）が設けられ、PTに専門的事項について報告する専門委員会（今本博健共同座長始め委員8名）が設置されました。専門委員会は、2011年11月7日の第11回委員会の審議を経て、11月21日に建設目的の必要性は乏しく環境影響が認められる検証結果と開門調査を提言する報告書をPTに報告しました。

PTはこれを受け、2011年11月21日、12月15日、27日、最終の2012年1月17日の会議により、プロジェクトチーム報告書（PT報告書）をまとめました。

1月17日のPTの議論とPT報告書については、添付の新聞記事のように1月18日の各紙が紙面を割いて大きく扱っていました。新聞各紙の見出しは以下の通りです。



|      |                       |
|------|-----------------------|
| 中日新聞 | 開門調査 「国と議論を」          |
| 朝日新聞 | 国との協議を提言 開門調査「中立」姿勢強調 |
| 毎日新聞 | 開門調査 判断避ける            |
| 読売新聞 | 開門調査の是非 判断せず          |
| 日経新聞 | 河口堰 「国と協議を」           |
| 岐阜新聞 | 長良川河口堰開門の是非判断せず       |

記事の論調は、専門委員会報告書は開門調査をすべきであるとの提言であったが、PT報告書では、開門調査をすべきかどうかを国と協議する（話し合う）に変化し、専門委員会報告書は棚に上げられて、開門調査の判断は避けられたとの内容でした。

PT報告書は開門調査の判断を避けたものではありません。専門委員会報告書がどうして、どのような経過でPT報告書の内容になったのかを解説いたします。

## 2. 専門委員会報告書

専門委員会報告書は、「長良川河口堰の最適な運用」とは、「塩害防止」、「利水」、「環境復元」

の利益のバランスの最適値を達成する運用である。河口堰の開門調査が「環境復元」になる可能性が極めて高いことから、河口堰の目的である「塩害防止」、「利水」が他の方法でも達成されること、あるいは、ゲートを弾力的に運用することでも達成されることが示されれば、河口堰開門は「環境復元」に寄与し、より良い運用になる。」と述べて、開門調査を提言しました。

「開門調査方法は、長良川用水がかんがい用水の取水をしない 10 月 11 日から翌年 3 月 31 日のできるだけ早い時から開門して調査を開始する。上記期間においては、長良川の塩水遡上の状態の観測、長良川用水の新大江および勝賀取水口、さらに大江東幹線水路、大江中幹線水路および勝賀幹線水路での塩化物イオン濃度の連続観測を優先して行う。

開門した後は、塩害防止の観点から、かんがい期に、河川水の塩化物イオン濃度が、自動水質観測装置（トウカイくん）のある東海大橋 22.6km で 10 日間平均値において 500 mg/L（塩分濃度の観測が毎時なされないときは、長良川の河口堰運用前を含むこれまでの塩化物イオン濃度と電気伝導度の関係を調べたうえ、これによって求められた塩化物イオン濃度 500 mg/L に相当する電気伝導度値）を上回ったときは閉門し、これを下回ったときに開門する。」「開門調査期間は 5 年以上とする。」としました。

### 3. 国土交通省・水機構の委員会での専門委員会報告書に対する反論

案を含めて専門委員会報告書が出されてから、国土交通省・水機構の委員会である中部地方ダム等管理フォローアップ委員会（委員長は専門委員を途中で辞任した藤田裕一郎岐阜大学教授、松尾PT委員と辻本PT委員は委員）と長良川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング部会（部会長は松尾PT委員、辻本PT委員は委員）では、専門委員会報告書案を議題として会議が行われ、公表された議事要旨によれば、氏名が記載されていないため発言者は不明ですが、同報告書（案）の内容を一方的に批判する意見ばかりでした。

これは、国の委員会のほうから専門委員会に議論をふっかけて喧嘩を売ったというべきものです。このような専門委員会報告書と国の委員会の意見の違い、とりわけ国や国の委員会の上記の対応からは、開門調査を行うかは、専門委員会と国の委員会との合同の会議を開催して、問題点について、公開され

## 長良川河口堰「開門を」

専門委員提言 愛知県事、是非判断へ

三重県桑名市にある長良川河口堰について、有識者でつくる愛知県の専門委員会は7日、堰開門調査を5年以上実施するよう同県に求める報告書を決定した。開門調査は、大村秀章知事と河村たかし名古屋市長の共同マニフェスト。報告書は

■長良川河口堰・報告書の骨子■  
 ・環境変化や魚類、シジミなどの減少と河口堰の間には因果関係が認められる。  
 ・水道水、工業用水の代替水源は既存水源や農業用水で対応できる。  
 ・環境の回復には開門が必要。季節ごとの変化や生物の全生活を観察するため、5年以上の開門調査を行うべきだ。

悪化した環境の回復に、ゲート開放措置が不可欠と指摘。季節ごとの環境変化や生物の全生活史の観察が必要と5年以上の開門調査を提言している。また「関係者の合意が得られなければ実施できない」として、東海3県と名古屋市、国土交通省、水資源機構による協議関係を設置、漁業関係者や流域住民の意見を反映させる必要性を説いている。ただ、調査を実施すると、堰から水道水や工業用水が取水できなくなる。この点について報告書は、木曾川水系の岩屋ダム（岐阜県下呂市）などから供給可能と判断。愛知県に

2011/11/8・毎日新聞・朝刊

2011/11/18・朝日新聞・朝刊

### 「河口堰開門」に 国交省側が反論

長良川河口堰の開門調査を提言した愛知県の専門委員会の報告書の記載内容に対し、川や堰を管理する国土交通省中部地方整備局と水資源機構中部支社が17日、記者会見を開いて反論した。18日に流域の愛知、三重、岐阜の3県知事にも伝える。

中部地整と水資源機構は開門調査に反対している。報告書では開門後、堰上流に海水が入り込む塩害が発生した場合の代替水源について、「岩屋ダム（岐阜県下呂市）の水で対応できる」と記した。これに対し、中部地整側は「岩屋ダムだけでは2005年のような渇水時に600万トンの水が不足する」と反論。治水や利水面でも問題があると指摘し、「（流域自治体などの）関係者から開門調査への同意を得るのは大変だ」と主張した。

また、専門委員の議論の進め方に対し、水資源機構の宮岡誠司副支社長が「（専門委員に）環境面のデータを出したが、ほとんど聞く耳を持ってもらえなかった」と苦言を呈した。

た場で徹底的に議論を行って何れが科学的・合理的であるかを検証し尽くすしかないでしょう。

#### 4. PT報告書

PT報告書は、合同会議の設置を提案し、「長良川河口堰の運用の最適化の考え方に関する論点は、「河口堰上流に塩水を遡上させる運用を行う」のか、それとも「河口堰上流に塩水を遡上させない運用を行う」のかであり、この前提の違いが、「開門調査」を掲げる愛知県知事及び名古屋市長と国土交通省・水資源機構との取り組みの違いとなっている。」「全面的な開門」も含めたより包括的な運用をも含む前提に立ち、「より良き運用に向けての知事への提言」とすることとした。」「愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議を設置して審議し、その審議結果を、委員を委嘱した愛知県及び国土交通省に報告して長良川河口堰に運用に関する政策形成に活かしていくことが考えられる。」と述べています。

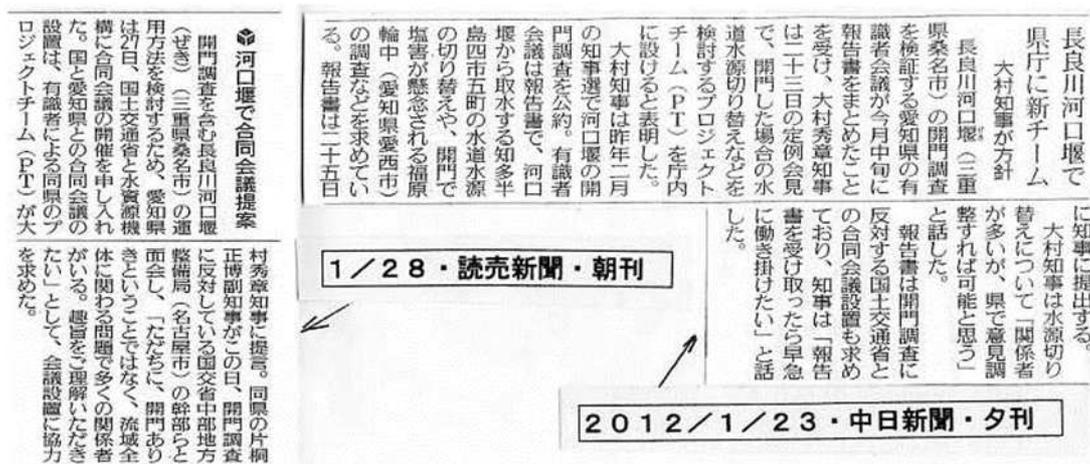
PT報告書が提案する合同会議は、愛知県・名古屋市と国・水機構が仲良く話し合うというものではありません。上記の経過から明らかのように、河口堰の建設および開門の必要性について、どちらが科学的・合理的であるかを徹底的に議論して明らかにしようという真剣なガチンコの議論の場なのです。

PT報告書が提言している合同会議とはこのような徹底した科学的検証の場であり、これを経なければ開門調査は実現しないと思います。



#### <参考> 新聞で見る「PT会議」閉会后 —愛知県の具体的な動き—

- 右側： 大村知事は1月23日、長良川河口堰で県庁に新チームの設置を記者発表
- 左側： 片桐副知事は同月27日、河口堰で国土交通省と水資源機構に合同会議を提案



～事務局よりお知らせ～ #過去に開催の「検証」PT会議・専門委員会をよく知りたい方へ#

- ◆ 会議資料・議事録は、「長良川河口堰検証について」(愛知県ホームページ)
- ◆ ビデオ録画については、「長良川河口堰検証アーカイブ by 環境テレビ・中部」を、それぞれインターネット上で検索、ご利用下さい。

## 5年以上の開門調査を早急に実施すべきである

京都大学名誉教授 今本 博健

### 1 はじめに

長良川河口堰が再び熱い視線を集めている。

1995年に全国的な反対運動をよそに運用が開始されてから16年が経過したいま、浚渫したところの多くが土砂で埋め戻され、開発された水資源のほとんどが利用されていない。その一方で河川環境は劇的に悪化している。

こうしたなかの2011年、「開門調査」を共同マニフェストに掲げた大村愛知県知事と河村名古屋市長が誕生した。愛知県は河口堰の適切な運用を検討するため長良川河口堰検証プロジェクトチームを設置し、下部組織として具体的な検討を行なう専門委員会が設置された。

以下に、専門委員会報告書の概要を示す。

### 2 環境への影響について

長良川河口堰事業に関連して木曾三川河口資源調査(通称 KST)をはじめとする多くの環境調査が実施され、いまま一部は継続して実施されている。専門委員会は、膨大な資料のうちの科学的なものだけにに基づき、現状分析した。

水質については、富栄養化により浮遊藻類の発生が見られるようになり、とくに河口堰下流の河床付近は貧酸素状態になっている。

堆積物については、細粒化し、有機物の含量が増加している。

生物については、シジミ類やゴカイ類などの底生生物が減少し、ユスリカなどの不快昆虫が増加している。

魚類については、アユの漁獲量が減少し、シラウオも長良川下流域の広い範囲で生息が確認されなくなるなど、汽水性魚類および回遊魚類は大きな打撃を受けている。

植生への影響も大きく、ヨシ等の抽水植物帯の生息面積は著しく減少している。

環境への影響範囲は河口から40km上流までの

広範囲に及び、海域については、情報が乏しいものの、影響は大きいと思われる。

事業者は、いわゆるフラッシュ操作を増やすなどして、「環境は近年改善されつつある」と主張するが、河口堰運用前の環境とはほど遠いものがあり、抜本的な解決になっていない。

水質や底質あるいは回遊魚等は河口堰を開門することにより比較的速やかに回復する可能性があるが、地域個体群が極端に縮小した生物はこのままの運用を続ければ絶滅の恐れがある。

以上により、専門委員会は「5年以上の開門調査を速やかに実施すべきである」とした。

### 3 利水効果について

長良川河口堰により22.5m<sup>3</sup>/sの水資源が開発されたが、図1に示すように、利用されているのは長良導水と中勢水道の合計3.592m<sup>3</sup>/sだけで、開発量の16%に過ぎない。

また、桑名市長島町、北伊勢工業用水、福原用水、長良川用水の合計13.207m<sup>3</sup>/sの既存利水については、安定して取水できるようになったが、それは建設目的にない付随的效果である。

このため、専門委員会は、新規開発水量の利用状況および代替性から判断して、河口堰の利水効果の評価を「きわめて小さい」とした。

●長良川下流部における利水の状況  
(平成17年4月現在)

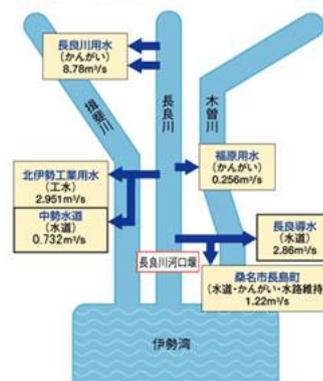


図1 長良川下流部における利水の状況

#### 4 治水の効果について

事業者は、運用後に発生した洪水時の最高水位が浚渫以前の断面での推定水位より低かったことから、「河口堰による治水効果は大きい」と主張している。

確かに、図2のように、平成16年月洪水の墨俣地点最高水位は昭和45年時断面での推定水位より約2.0m低く、河口堰により水位低下がもたらされたように見える。中部地方ダム等管理フォローアップ委員会もこれを認めている。

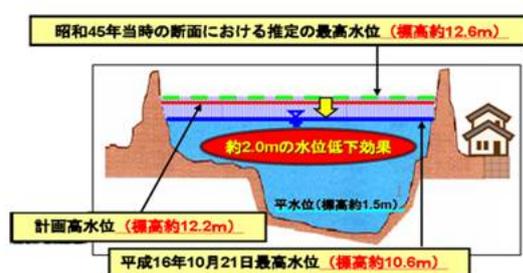


図2 河口堰事業による治水効果

これに対して専門委員会は、事業者が示した治水効果には、浚渫のほか、地盤沈下、砂利採取、潮位による効果が含まれており、それぞれの効果を分離して示さなければ河口堰の治水効果を判断できないと批判した。

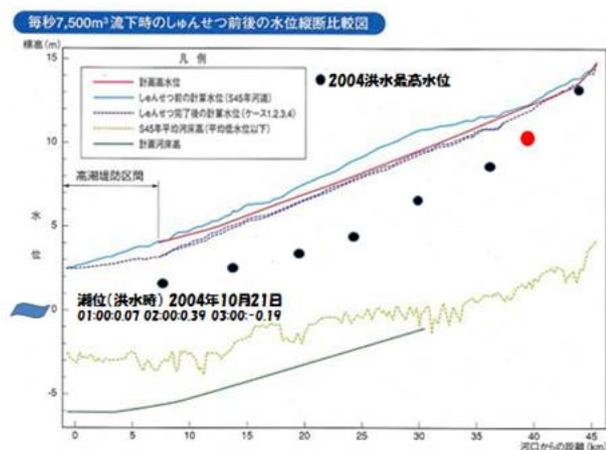


図3 平成16年10月洪水のピーク水位

図3は平成16年洪水時の長良川下流における各水位観測所での最高水位を示したものであるが、

穂積観測所(43.9km)付近までは感潮区間であり、水位は潮位に大きく支配されていることがわかる。浚渫については、すでにかかりが埋め戻されていることも考慮すれば、水位低下にはほとんど貢献していないと判断される。

このことから、専門委員会は河口堰の治水効果の評価を「ほとんどない」とした。

#### 5 塩害対策について

開門調査で懸念されるのが塩害であり、それへの対策の可否が開門調査の実現を左右するといっても過言ではない。

塩害には、塩水遡上による取水への支障、塩水漏出による土壌汚染、塩水浸透による地下水汚染などがある。

このうち取水への支障はつぎで解消できる。

**長良導水 2.86m<sup>3</sup>/s**：愛知県がもつ馬飼頭首工の工業用水開発水量 6.30m<sup>3</sup>/s の未利用分 4.29m<sup>3</sup>/s を水道用水に用途変更すればよい。

**中勢水道 0.732m<sup>3</sup>/s**：三重県がもつ雲出川水系君ヶ野ダムの開発水量 0.942m<sup>3</sup>/s の未利用分 0.264m<sup>3</sup>/s および馬飼頭首工における工業用水開発水量 7.00m<sup>3</sup>/s の未利用分 1.62m<sup>3</sup>/s の一部を水道用水に用途変更すればよい。

**北伊勢工業用水 2.951m<sup>3</sup>/s**：長良川、木曾川(岩屋ダム)、員弁川の合計給水能力 9.6m<sup>3</sup>/s の余剰水量 3.472m<sup>3</sup>/s 以上で対応できる。あるいは、愛知県の馬飼頭首工における「水利権なしの開発水量」 4.29m<sup>3</sup>/s を長良導水と中勢水道に代用した残余 0.698m<sup>3</sup>/s と三重県の馬飼頭首工の「水利権なしの開発水量」 1.62m<sup>3</sup>/s を合わせた 2.318m<sup>3</sup>/s でもほぼ対応できる。

**長島町 1.22m<sup>3</sup>/s**：現在は水路維持に利用されており、河口堰を開門しても実害はない。

**福原用水 0.256m<sup>3</sup>/s**：アオ取水の復活あるいは別途水源の確保のいずれかで対応できる。

**長良川用水 8.7m<sup>3</sup>/s**：勝賀取水口(29.5km)については塩水遡上はないと考えられる。新大江取水口(25.1km)については、塩水の遡上があったとしても、小潮でかつ流量が少ないというごく限られ

た日数だけなので、実害はない。

また、土壌汚染については、かんがい用水の淡水への切替、ブランケットによる漏水対策、深溝を用いた塩水排出対策がすでに完了しており、解決済と考えられる。

なお、地下水汚染とくに深層地下水への塩分流入については、有効な対策はないものの、河口堰に直接関係しない要素もあり、開門調査の支障となるものではない。

## 6 浚渫計画および少雨化傾向への疑問

2011年11月14日の朝日新聞夕刊の「窓」欄で伊藤智章論説委員が「大げさに言えば、歴史をひっくり返すような議論が名古屋で行われている」と紹介した「浚渫の必要性への疑問」および「近年の少雨化傾向への疑問」について説明する。

### 6-1 浚渫の必要性への疑問

長良川河口堰は、当初は利水のために計画されたが、いまは治水が主目的とされている。すなわち、「治水のため浚渫が必要であるが、浚渫すれば塩水が遡上するので、河口堰で塩水の遡上を防止する必要がある」というのである。

この必要論拠には当初からつぎの疑問があった。河口部の水位は潮位に支配されるため、浚渫しても中・上流部でのような水位低下効果は期待できない。さらに、浚渫しても土砂や沈殿物により埋め戻されるので、維持が困難である。このため、河口閉塞などを除いて、治水のために河口部で浚渫することはほとんどない。

浚渫計画にも疑問がある。河口堰計画と同時期に濃尾平野では地盤沈下が進行していた。

図4は長良川における河床変動要因の経年変化を示したものであるが、地盤沈下は昭和30年代から始まり、昭和60年代に沈静化するが、最終的に1500万m<sup>3</sup>の河積増をもたらしている。

これらを考慮すれば、浚渫計画の見直しでは

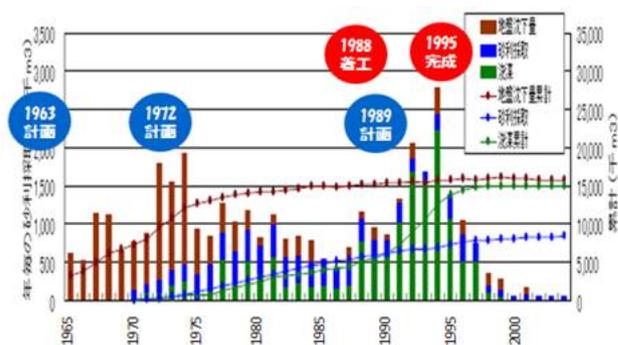


図4 河床変動要因の経年変化（長良川）

浚渫量が減じられるはずだが、なぜか逆に増やされている。その経過を見てみよう。

昭和38年度総体計画での浚渫量は、河口堰堰柱に対する補償量250万m<sup>3</sup>を含めて、1300万m<sup>3</sup>であった。

ところが、昭和47年に変更された浚渫計画では、揖斐川下流の浚渫量600万m<sup>3</sup>、ブランケット造成に伴う補償量700万m<sup>3</sup>、河道計画見直しによる増加量600万m<sup>3</sup>が加わり、浚渫量は3200万m<sup>3</sup>に増量された。

河口堰本体着工後1年の平成元年に浚渫計画は再変更され、ブランケット造成の見直しによる減少量500万m<sup>3</sup>、地盤沈下に伴う減少量300万m<sup>3</sup>により、浚渫量は2400万m<sup>3</sup>に減量された。

浚渫計画がどの時点での河床を対象にしているかは定かでないが、河口堰のない場合に河道の流下能力を高めるに必要な浚渫量は1650万m<sup>3</sup>とされている。

一方、図4によれば、河口堰本体着工直前の昭和63年までの浚渫、地盤沈下、砂利採取による河積の増加量は合計2500万m<sup>3</sup>なので、地盤沈下や砂利採取は河口堰計画での浚渫とは必ずしも場所的に一致しないとしても、この時点からの新たな浚渫は不要だったといえる。

しかも皮肉なことに、浚渫が中断されると同時に、上流から運ばれてきた土砂が浚渫したところに堆積し、浚渫した意味がなくなっている。

河口堰本体の着工時点では利水の必要性もなくなっていたから、「長良川河口堰はそもそもつくる必要がなかった」ということになる。

これは当時すでに指摘されていただけに、事業者には説明責任があり、事業を容認した学識経験者の社会的責任は重い。

## 6-2 近年の少雨化傾向への疑問

産業構造の変化による工業用水の減少や節水機器の普及による生活用水の減少などで、水需要は1990年代から減少傾向に転じ、新たな水資源開発は不要になってきている。

ところが、河川管理者は、最近の少雨化傾向がダムの実力低下を招いており、さらなる水資源開発が必要であると主張している。木曾川水系でもダムや堰といった水供給施設の実力が53%に低下し、長良川河口堰や徳山ダムもそれぞれ75%と60%に低下するというのである。

確かに、図5の過去60年間の木曾川水系年降水量の経年変化を見ると、近年は「少雨化傾向」にあり、渇水が頻発しているように見える。

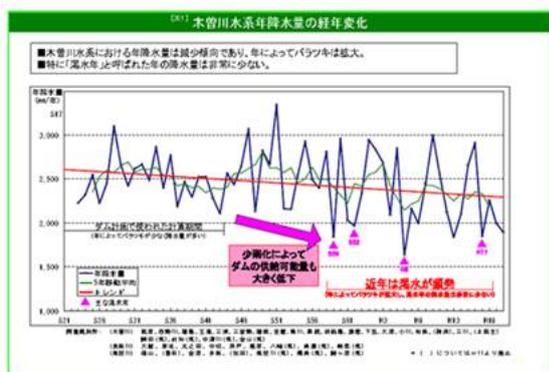


図5 木曾川水系年降水量の経年変化

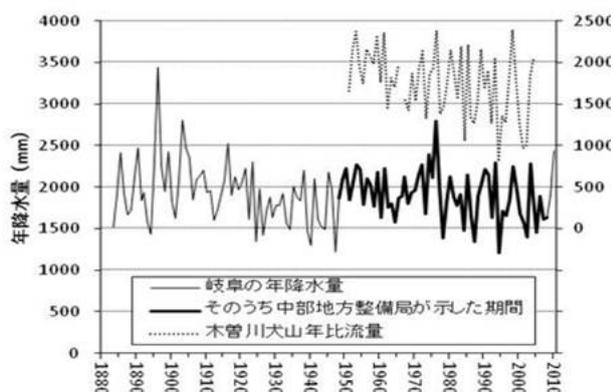


図6 岐阜地方気象台の年降水量の経年変化

しかし、図6の過去130年間の岐阜気象台での

年降水量の経年変化を見ると、少なくとも今後とも年降水量が減少し、渇水が頻発するとは言い切れない。

少雨化傾向や渇水の頻発は降水のメカニズムを解明してはじめて言えることであり、最近60年間の降水量だけから少雨化傾向と断じること科学的根拠はない。

わが国の降水量については多くの地方で100年を超える資料の蓄積があり、その一部を取り出して少雨化傾向や渇水の頻発を訴えるのは一種の「脅し」であり、河川管理者の良心をも疑わせることになる。

## 7 おわりに

専門委員会は、環境、利水、治水の各分野における問題点を抽出し、次の見解を示した。

環境については、水質の悪化、漁獲高の減少など、深刻な状態にある。長良川河口堰の利水効果はきわめて限定的であり、治水効果もほとんどない。開門しても、利水への対応は可能であり、土壌や地下水が塩水で汚染される可能性はほとんどない。これらは河口堰の運用の改善により解消されるものではなく、運用を続けるかぎり環境破壊は確実に進行することになる。

濃尾平野では地下水の汲み上げにより地盤が沈下しており、流下能力を増大させるための浚渫は不要で、河口堰をつくる必要はなかった。

本専門委員会は「5年以上の開門調査を早急に実施すべきである」としたが、それを実現するには多くの壁を乗り越える必要がある。

「豊かで親しまれる長良川」の復活を目指して、関係者が一致協力し、「名誉ある開門」を実現することを願っている。

本文は、長良川河口堰検証専門委員会共同座長の今本博健が、報告書の内容を広く知ってもらうため、個人的立場からその概要を取りまとめたものであり、文責は今本にある。

◆◆◆ イベント参加・裁判傍聴など 皆さまへお願い ◆◆◆

—土地売却に同意しなかった地権者を愛知県企業庁に訴えられ、被告に！—

① **2/29 (水) 「トヨタテストコース」控訴審・第1回口頭弁論**

<問い合わせ先：弁護士法人リフレ（電話 0564-54-2273）>

豊田・岡崎の里山を壊す「21世紀の巨大開発・「豊田岡崎地区研究開発用地造成事業」で地権者が愛知県企業庁に訴えられるという、前代未聞のことが起こっています。



被告Aさんは、“私企業トヨタ自動車の事業のために愛知県や岡崎市の職員が働くのはおかしい”として、土地売却に同意していなかっただけで、昨年11月、名古屋地裁岡崎支部が“売却せよ”との旨の判決を下しました。一審を一人で対応したAさんは、弁護士と相談、同年11月24日、名古屋高裁に控訴しました。

本裁判は「巨大な環境破壊」を問う側面ばかりでなく、該当事業の「公共事業としての正当性」をも問う裁判と位置づけられています。「渥美自然の会」大羽さんより“多くの方が傍聴参加いただくよう”メッセージが届いています

**開廷日時と開廷場所：午前10時～名古屋高裁（※1階に9時45分集合）**

—建設費2070億円の設楽ダムは中止し、東北大震災の復旧復興に回せ！—

② **3/27 (火) 「設楽ダム」控訴審・第6回口頭弁論**

<問い合わせ先 「設楽ダムの建設中止を求める会」事務局（奥宮宅TEL 0532-54-7305）>

現在、検証・凍結扱いの「設楽ダム」について、国は来年度約100億円の予算をつけました。一方、設楽ダムの建設中止をめざす「設楽の会」は昨年、① 総会で大熊孝先生が記念講演、② 大村県知事に設楽町で直接地元の要望を伝え、③ キャンパを募り、国土研に依頼して地質地盤調査を行い、④ 控訴審では、証拠となる事実に基づいて県の主張を覆し、⑤ 立木トラストでは、購入者が3000名を超えるなど勝利判決が出るような取り組みを進めてきました。



また、豊川河口の六条瀧は1999年に埋立事業が動き始めたものを市民運動や県漁連の運動で止め、2011年4月に改訂された港湾計画では、保全区域として明示され、これまでとは違う状況になりました。

**開廷日時と開廷場所：午後1時30分～名古屋高裁・第1号法廷**

◆「設楽の会」総会とシンポジウムの開催要項（案）のお知らせ

- **3月3日(土)** 於：ホテルシーパレスリゾート（180人収容、送迎バス可）
  - 13：00～13：30 「設楽ダムの建設中止を求める会」総会
  - 13：30～17：30 シンポジウム／大型公共事業と生物多様性について
    - ◇基調講演 講師 鈴木輝明氏（名城大学特任教授・元愛知水試場長）
  - 報告 ① 六条瀧保全 ② 設楽ダム問題 ③ 設楽ダム住民訴訟
  - 18：30～20：30 懇親会
- **3月4日(日)** 「設楽ダム」建設予定地・現地視察とワークショップ
  - 8：30 会場出発 9：00 豊橋駅西口経由 豊川下流から上流
  - 13：30～15：30 ワークショップ（於：田口特産物振興センター）